

審査の実施状況の公表について

◎ 審査の実施状況の公表

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18及び審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年茨城県労働委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、令和3年における不当労働行為事件の審査の実施状況を次のとおり公表する。

令和4年3月1日

茨城県労働委員会会長 木 島 千 華 夫

1 取扱件数

前年からの繰越件数	4件
新規申立件数	1件
計	4件

2 終結件数

取扱件数	4件	
終結件数	2件	
終結状況	命令・決定	1件
	和解	2件
	取下げ	1件
翌年への繰越件数	2件	

3 終結事件の審査の期間の状況

	申立 年月日	事件番号	終結 年月日	終結状況	審査の期間	備考
1	平成30年 11月9日	平成30年(不)第3号	令和3年 4月19日	関与和解	約2年5箇月	両事件を 併合審査
2	令和元年 11月11日	令和元年(不)第1号			約1年5箇月	

(注) 当委員会における審査の期間の目標は「1年6箇月」である（平成17年3月17日総会決定。平成17年3月24日茨城県労働委員会告示第1号で告示）。